

社援保発 0331 第 6 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」の
一部改正について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 68 条の 2 第 3 項において、市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、同条第 2 項による届出がされていない疑いのある社会福祉住居施設を発見したときは、都道府県等に通知する旨の努力義務等が規定され、令和 7 年 4 月 1 日に施行することとされたところである。

ついては、「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」（令和 2 年 12 月 11 日付社援保発 1211 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとするので、十分御了知の上、関係者に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言である。

無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について

(令和 2 年12月11日付社援保発1211第 1 号・保護課長通知)

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	現 行
社 援 保 発 1211 第 1 号 令 和 2 年 12 月 11 日 〔 第一次改正 社援保発0331第 6 号 令和 7 年 3 月 31 日 〕 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局保護課長 （ 公 印 省 略 ） 無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業（以下「無料低額宿泊事業」という。）を行う同法第 68 条の 2 に規定する社会福祉住居施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係る規制の強化については、本年 4 月 1 日より施行され、同法第 68 条の 5 に規定する各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の条例による基準（以下「最低基準」という。）に基づき、事業所への適正な運営管理・指導に努めていただいているところである。 無料低額宿泊所の最低基準が設けられた趣旨は、いわゆる貧困ビジネスを防止することにより入居者の希望に沿った生活に寄与することであることから、最低基準が適用される事業所を適切に把握し、届出の勧奨、及びこれを忌避した場合の対応について万全を期すことが重要である。 このことから、無料低額宿泊所に係る事業開始の届出の勧奨等に関連する留意事項について、下記のとおり、改めて整理したので遺漏なきようされたい。 なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言である。	社 援 保 発 1211 第 1 号 令 和 2 年 12 月 11 日 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局保護課長 （ 公 印 省 略 ） 無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業（以下「無料低額宿泊事業」という。）を行う同法第 68 条の 2 に規定する社会福祉住居施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係る規制の強化については、本年 4 月 1 日より施行され、同法第 68 条の 5 に規定する各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の条例による基準（以下「最低基準」という。）に基づき、事業所への適正な運営管理・指導に努めていただいているところである。 無料低額宿泊所の最低基準が設けられた趣旨は、いわゆる貧困ビジネスを防止することにより入居者の希望に沿った生活に寄与することであることから、最低基準が適用される事業所を適切に把握し、届出の勧奨、及びこれを忌避した場合の対応について万全を期すことが重要である。 このことから、無料低額宿泊所に係る事業開始の届出の勧奨等に関連する留意事項について、下記のとおり、改めて整理したので遺漏なきようされたい。 なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言である。

無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について

(令和2年12月11日付社援保発1211第1号・保護課長通知)

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	現 行
記 1 (略) 2 無届の無料低額宿泊所が確認された場合の対応について <u>(1) 届出の勧奨</u> 都道府県等は1の情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行うこと。入居者に対して不当な処遇が行われている可能性がある場合には特に迅速に行うこと。 届出の勧奨に当たっては、当該事業所の事業者に対して、無料低額宿泊所の事業に該当する場合、届出は、当該事業者の意思にかかわらず社会福祉法第68条の2において設置者の義務とされていること。<u>また、社会福祉法第163条第1号において届出を行わない事業者に対する罰則規定が設けられていることを伝えること。</u> なお、届出の勧奨は、口頭で行うことも可能であること。ただし、口頭による届出の勧奨を行っても、当該事業所の事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの挙証資料を提出するように求めること。 <u>(2) 届出の勧奨に応じない事業者への対応</u> <u>(1) の対応を行った上で、なお届出が行われず、又は届出対象外である有効な挙証資料の提出がなく、社会福祉法第70条に基づく立入調査を行っていない場合には、立入調査を実施すること。当該事業所の事業者が調査を拒否する場合、引き続き入居者である生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）への保護の実施機関による訪問調査等の機会を通じた運営状況の情報収集に努めた上で次の対応をとること。</u> ア 「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護法の適用について」（令和2年3月27日付け社援保発0327第1号当職通知）の第4（1）の規定する「無料低額宿泊所の届出を忌避している事業所」に該当するものとして管内<u>保護の実施機関</u>に対し、当該事業所について被保護者への紹介は行わず、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援を行うよう周知	記 1 (略) 2 無届の無料低額宿泊所が確認された場合の対応について 都道府県等は1の情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行うこと。入居者に対して不当な処遇が行われている可能性がある場合には特に迅速に行うこと。届出の勧奨に当たっては、当該事業所の事業者に対して、無料低額宿泊所の事業に該当する場合、届出は、当該事業者の意思にかかわらず社会福祉法第68条の2において設置者の義務とされていることを<u>伝えること。</u> なお、届出の勧奨は、口頭で行うことも可能であること。ただし、口頭による届出の勧奨を行っても、当該事業所の事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの挙証資料を提出するように求めること。 <u>こうした対応を行った上で、なお届出が行われず、又は届出対象外である有効な挙証資料の提出がなく、社会福祉法第70条に基づく立入調査を行っていない場合には、立入調査を実施すること。当該事業所の事業者が調査を拒否する場合、引き続き入居者である生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）への福祉事務所による訪問調査等の機会を通じた運営状況の情報収集に努めた上で次の対応をとること。</u> <u>(1) 「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護法の適用について」（令和2年3月27日付け社援保発0327第1号当職通知）の第4（1）の規定する「無料低額宿泊所の届出を忌避している事業所」に該当するものとして管内福祉事務所に対し、当該事業所について被保護者への紹介は行わず、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援を行うよう周知するこ</u>

無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について

(令和2年12月11日付社援保発1211第1号・保護課長通知)

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	現 行
すること。 なお、この場合に、被保護者の入居者が居宅生活に移行する際は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7問30を参照し、必要な場合には敷金等を支給すること。 <u>イ 立入調査の結果や届出の勧奨への事業者の対応状況を踏まえ、必要に応じて告発を検討すること。</u> <u>ウ 無届の事業所の事業者であっても、不当に営利を図ったこと、又は入居者に対する処遇に不当な行為が行われたことが認められる場合には、社会福祉法第72条第3項に基づき、事業の制限又はその停止の処分を行うこと。なお、当該処分は不利益処分に該当するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1号に基づき、緊急の場合を除き聴聞の手続が必要であることに留意すること。</u> 3 保護の実施機関による都道府県等への<u>通知</u>について 都道府県等において、無届の無料低額宿泊所に該当する可能性がある事業所の存在を把握し、又は社会福祉法第70条に基づく調査等を行うに当たっての情報収集を行うに際しては、保護の実施機関からの<u>通知</u>が重要である。保護の実施機関は、被保護者の住居に関する契約内容や、訪問調査の機会での聞き取り等により、被保護者の居所が無料低額宿泊所に該当する可能性があり、当該事業所の事業者が届出をしていない場合には、速やかに都道府県等に<u>通知</u>すること。 <u>上記の取扱いに係る法的根拠として、令和7年4月1日から、社会福祉法第68条の2第3項において、市及び福祉事務所設置町村は、無届の無料低額宿泊所に該当する可能性がある事業所を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該事業所の所在地における無料低額宿泊所を所管する都道府県等に通知するよう努めるものとされていることに留意すること。また、都道府県が設置する福祉事務所が、他の都道府県等が所管する地域において無届の無料低額宿泊所に該当する可能性がある事業所を発見したときも、同様に対応するよう努めること。</u> <u>なお、当該通知については、文書による方法に限らず、口頭その他の方法により柔軟に実施することとして差し支えないこと。</u>	と。 なお、この場合に、被保護者の入居者が居宅生活に移行する際は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7問30を参照し、必要な場合には敷金等を支給すること。 <u>(2) 無届の事業所の事業者が不当に営利を図ったこと、又は入居者に対する処遇に不当な行為が行われたことが認められる場合には、社会福祉法第72条第3項に基づき、事業の制限又はその停止の処分を行うこと。なお、当該処分は不利益処分に該当するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1号に基づき、緊急の場合を除き聴聞の手続が必要であることに留意すること。</u> 3 保護の実施機関による都道府県等への<u>情報提供の協力</u>について 都道府県等において、無届の無料低額宿泊所に該当する可能性がある事業所の存在を把握し、又は社会福祉法第70条に基づく調査等を行うに当たっての情報収集を行うに際しては、保護の実施機関からの<u>情報提供</u>が重要である。保護の実施機関は、被保護者の住居に関する契約内容や、訪問調査の機会での聞き取り等により、被保護者の居所が無料低額宿泊所に該当する可能性があり、当該事業所の事業者が届出をしていない場合には、速やかに都道府県等に<u>情報提供</u>すること。